

町田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

町田市議会議員定数条例（昭和48年9月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「36人」を「34人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

(提案理由説明)

本案は、町田市議会議員の定数を36人から34人とするため、提案するものである。

町田市議会議員定数条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、町田市議会の議員の定数を <u>34</u> 人とする。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、町田市議会の議員の定数を <u>36</u> 人とする。